

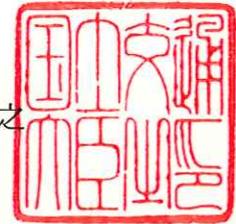
国海員第 4 2 4 号
令和 8 年 3 月 1 3 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 5 0 9 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
ジャパンオフショアサポート株式会社	秋田県秋田市土崎港西二丁目5番9号
株式会社神田船舶	大分県津久見市港町7番15号
幸洋マリン株式会社	愛媛県今治市別宮町8-2-35